

財務省告示第二百五十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十九年度の初日から平成十九年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十九年七月三十一日

財務大臣 尾身 幸次

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十九年度の初日から平成十九年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	八トン
三	・五三トン
四	七、〇五〇トン
五	一八九トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
一三三トン	四六五トン	三、五六六トン	三一、一四三トン	二〇トン	九〇トン	二七五、七三二トン	三七四、〇二五トン	一、五〇七、五三二トン	二七、四七三トン	二、九〇五トン	七三五トン	一一、〇一九トン	トン	トン	四トン

二九	一七八トン
二八	トン
二七	一、八五〇トン
二六	五〇一トン
二五	トン
二四	九トン
二三	六七八トン
二三	二八トン
二二	九、八一ートン